

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 事務局の組織及び運営に関する規則

規則第7号
2012年5月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）定款第49条第4項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 事務局は、本会の定款第2条に定める事務所の中に置く。

2. 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(開設日及び時間)

第3条 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日、午前8時45分から午後5時15分までの間、業務を行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 国民の祝日及び振替休日
- (2) 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月4日までの各日）

(所掌事務)

第4条 事務局は、本会の定款第42条第3号に定める書類の整備のほか、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 本会の役職員及び機関に関すること
- (2) 本会の会員情報の管理に関すること
- (3) 支部及びその他の内部組織との連絡調整に関すること
- (4) 本会の文書及び公印の管理に関すること
- (5) 本会の会計、契約及び資産の管理に関すること
- (6) 事務所の維持管理に関すること
- (7) その他の庶務

2. 事務局は、前項各号に定める事務のほか、広報誌の発行、研修会等の資料作成その他必要な事業を行う。

(事務局長)

第5条 事務局長は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

2. 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

(職員)

第6条 本会の定款第49条第2項の定めるところにより、事務局に職員を置く。

2. 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。

(委任)

第7条 この規則に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(改正)

第8条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2012年5月18日から施行する。